

新型コロナウイルス感染症予防力向上事業補助金の追加実施について

1 事業目的

不特定多数の市民と対面で物販・サービス等を提供する事業所において、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じるため必要な経費を補助する。

新型コロナウイルスの感染が拡大している（第3波）中、再度感染症予防力を向上させる。

2 事業概要

(1) 内 容

市内の事業所が、感染症への予防力を高めるため、パーティションや自動手指消毒器等の導入を行う際の経費を一部補助する。

ア 対象経費

飛沫感染予防のための機器・備品等導入に要する経費

(例) パーティション、アクリル板、非接触型検温器、自動手指消毒器、噴霧器など

※ 消耗品のみの購入については補助対象外。

イ 補助率等

対象事業費の10/10以内 上限50,000円/事業所

※消毒液等の消耗品に要する経費は、対象事業費の1/5以内

ウ 対象事業所

接客の際、飛沫感染予防策を講じる事業所及び障害福祉通所事業所

(例) 小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業など

エ 2020年4月1日以降に購入（支払い）した機器・備品等に対して補助

(2) 事業期間

2021年1月31日まで

(3) 事業主体

豊岡市

3 予算措置（現計予算 予備費充用により対応）

6,000 千円

〔問合せ〕 豊岡市役所市民生活部生活環境課 TEL23-5304